

# 国立大学法人高知大学競争参加資格等審査委員会規則

平成16年4月1日  
規則第112号

最終改正 令和5年4月7日規則第2号

(設置)

第1条 国立大学法人高知大学事務局に、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(平成6年1月18日閣議了解)に基づき、事務手続の一層の透明性・公正性を確保するため、国立大学法人高知大学競争参加資格等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、国立大学法人高知大学における施設整備費補助金等、施設費貸付事業等による整備事業を公正かつ厳正に実施するために必要な調査審議を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
- (2) 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- (3) 指名競争入札における競争参加者の選定に関する事項
- (4) 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関する事項
- (5) 前各号に関連するその他の事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 財務部長
- (2) 財務部財務課長
- (3) 財務部経理課長
- (4) 財務部施設企画課長
- (5) 財務部施設整備課長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、財務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部施設企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日規則第545号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第163号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月7日規則第2号)

この規則は、令和5年4月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。